

令和8年産国内産農産物の銘柄設定等の意見聴取会(富山県) 議事概要

1. 開催日時

令和7年12月17日(水) 13:00~14:30

2. 開催場所

北陸農政局富山県拠点4階第1会議室

3. 出席者

(行政機関)

富山県農林食品課

副主幹農産食糧係長

佐々木 毅

〃

副主幹

関原 順子

(関係団体)

富山県農産物登録検査機関連絡協議会

会長

米澤 治夫

一般財団法人日本穀物検定協会富山出張所

所長

福富 敏和

〃

吉田 哲司

(申請者)

株式会社石沢商事

部長

島瀬 弘樹

〃

奥田 光

(北陸農政局)

生産部生産振興課

上席農政業務管理官

柳田 一成

課長補佐(流通)

金田 貴哉

検査技術指導官

土田 睦美

4. 議題

富山県における、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」の産地品種銘柄の設定、「みつひかり」の銘柄の廃止及び品種群を構成する「みつひかり2003」「みつひかり2005」の品種群の廃止について

5. 議事内容等

(1) 開会

〔生産部生産振興課 金田課長補佐〕（以下、「事務局」という。）

定刻となりましたので、「国内産農産物銘柄設定等に関する意見聴取会」を開会します。

本日はお忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます。北陸農政局生産部生産振興課の金田と申します。

本日の出席者の紹介ですが、別紙、出席者名簿に代えさせていただきますのでよろしくをお願いします。

では、本日の資料について確認をさせていただきます。

会議次第、出席者名簿、座席表

資料1 国内産農産物の銘柄設定等に係る申請（富山県）

資料2 令和7年産 北陸管内産地品種銘柄一覧表

資料3 農産物検査に関する基本要領（抜粋）

資料4 国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアル

資料5 申請書の写し（3件分）

お手元に届いていない資料がありましたら、お知らせください。

本日の意見聴取会を行うにあたって、資料4の国内産農産物銘柄設定等申請手続きマニュアルの2-6ページの第3の1の(1)のなお書きに、基づき「地方農政局長は、有識者等の同意により、申請者を意見聴取の場に同席させることができる。」となっておりますので、申請者である方々に同席いただき、意見聴取を進めさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔出席者〕

異議なし

〔事務局〕

ありがとうございます。それでは、後ほど、申請者様から申請理由等の説明をしていただきたいと思います。

次に、ここで本日の意見聴取会の座長として、北陸農政局生産部生産振興課の柳田上席農政業務管理官を選出させていただきますので、ご了解をお願いします。

なお、本意見聴取会は、公開で行うこととなっていることから、傍聴を認めています。また、本意見聴取会における皆様の発言要旨については、議事録として北陸農政局生産振興課において閲覧に供するとともに、北陸農政局のホームページで公表することから、書記として北陸農政局生産部生産振興課土田検査技術指導官を任命しますので、ご了解願います。

以上で、進行を座長に交代します。

(2) 銘柄設定等申請手続き及び申請状況

〔生産部生産振興課 柳田上席農政業務管理官〕（以下、「座長」という。）

本日は、年末を控えた何かとお忙しい時期にもかかわらず、お集まりいただき、ありがとうございます。

皆様方には、日頃より農林水産行政の推進にご理解とご支援を賜るとともに、適正かつ公正な農産物検査にご尽力をいただいていることにつきまして、この場を借りてお礼申し上げます。本日の意見聴取会につきましては、銘柄設定について様々な立場の方にご意見を伺い、そのご意見を農林水産省農産局長に報告した後、銘柄設定の必要があると認める場合に銘柄設定の手続きを行うという運びとなりますので、忌憚のないご意見ををお願いします。

それでは、議事次第に基づき、2の「国内産農産物銘柄設定等申請手続の概要説明」について、事務局は資料1から資料4についての説明をお願いします。

〔事務局〕

この意見聴取会は、資料3の「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の4（銘柄の設定等の手続）の（3）、「地方農政局長は、銘柄の設定等を行う必要があると認める場合は、農産物検査法第11条第3項に基づき、農産物検査に関し学識経験を有する者、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに地方農政局長が必要と認める関係機関を参集させ、当該申請に係る意見の聴取を行うものとする。」という規定に基づいて開催するものです。

北陸農政局では、銘柄設定の手続きとして、9月1日に北陸農政局のホームページに「国内産農産物の銘柄の設定等に係る申請について」を掲載し、10月1日から10月31日まで申請の受付を行いました。

その結果、資料1のとおり、産地品種銘柄の設定で株式会社石沢商事様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」、三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様から、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の産地品種銘柄の廃止で「みつひかり」、産地品種銘柄の品種群の廃止で「みつひかり2003」「みつひかり2005」の申請がありました。

銘柄の設定の要件は、資料3「農産物検査に関する基本要領の抜粋」の、2（銘柄設定の要件）に、「7項目」が示されています。

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 品種銘柄及び産地品種銘柄は、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 品種銘柄及び産地品種銘柄は、当該品種が、種苗法、第19条に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 複数の品種を一つの品種群として産地品種銘柄を設定する場合は、品種特性、品質の観点から、品種群として同一の銘柄とすることが適当であること。

これは、品種群の設定です。当資料の「別表」に載せておりますが、今回の申請においては該当しておりません。

⑤ 産地品種銘柄については、当該品種に係る銘柄検査を行う 1 以上の登録検査機関の見込みがあること。

⑥ 水稻うるち玄米における品種銘柄は、農林水産本省の対応になりますので今回は該当しません。

⑦ 大豆の産地品種銘柄については、今回、大豆の申請がありませんので該当しません。

以上が、銘柄設定する場合の要件となります。

今回、銘柄設定について申請いただいた農産物につきましては、北陸農政局として、これらの要件を満たしていることを確認したところであり、本日、意見を聴取する運びとなりました。

また、本日の意見聴取に先立ち、11月6日（木）から意見聴取会開催の3日前までの間、北陸農政局のホームページで、今回申請がありました銘柄設定の申請に係る意見募集したところ、6名の方から意見がありました。

今後の手続きについては、本日この場でいただいたご意見を農林水産省農産局長に報告し、農産局長がこの意見聴取の結果及び申請の内容を基本要領に照らして、当該申請に係る銘柄設定を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う「農産物規格規程の一部改正のための事務手続き」を来年3月末までに行うという、スケジュールとなります。

農産物規格規程が改正されましたら、その内容について、皆さまにお知らせいたします。

今回、申請された銘柄は、選択銘柄ですので、農産物規格規程が改正されましたら、当該品種の銘柄検査を実施する登録検査機関にあっては、業務規程に選択銘柄を規定していただくこととなります。

なお、この意見聴取会の議事録は、北陸農政局のホームページで公表することとなっておりますので、併せてお知らせします。

銘柄設定等申請手続の概要は、以上です。

〔座長〕

それでは、議事次第3及び4の富山県における令和8年産農産物銘柄設定に係る意見聴取に入ります。

今ほど説明があったとおり、銘柄設定等の申請が3件あったところです。

意見聴取の流れとして、資料5に基づき申請ごとに、申請者及び鑑定を行われた登録検査機関から御説明していただき、出席者の皆様にサンプルを御確認後、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、最初に、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「にじのきらめき」につきまして、株式会社石沢商事様から、申請書の様式第1－1号における申請の理由等について、ご説明をお願いします。

〔株式会社石沢商事〕

銘柄の設定等申請書（様式第1-1及び様式第1-1号の10関係）に基づき「にじのきらめき」の申請内容について説明。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、鑑定を行われた登録検査機関の一般社団法人日本穀物検定協会様から、品種鑑定上の特徴等について、ご説明をお願いします。

〔一般社団法人日本穀物検定協会〕

銘柄鑑定に関する報告書（様式第1-4）に基づき「にじのきらめき」の品種鑑定上の特徴について説明。

〔座長〕

ありがとうございました。

ここで、お集りいただいた皆様に、申請がありました「にじのきらめき」の玄米をご確認いただきます。

「にじのきらめき」の玄米と、比較品種として「コシヒカリ」と「にじのきらめき」の玄米を並べていますので、皆様から品種の特徴などをご確認いただいた後、意見聴取に移りたいと思います。

試料は会議室後方に並べておりますので、最初に富山県農産物登録検査機関連絡協議会様から行っていただき、順番に御確認いただきますようお願いいたします。

〔試料の確認〕

（3）「にじのきらめき」の銘柄設定等に対する意見徴収

〔座長〕

それでは、申請品種をご確認いただきましたので、意見聴取に入りたいと思います。銘柄設定申請に対する皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。皆様からご意見をお聞きする前に、私の方から申請者の石沢商事様へ3点質問させていただきます。

① 今後の作付けの動向や種子の確保について

主な需要先（県内、県外）や用途（家庭用、業務用）、今後の作付見込みはいかがでしょうか。また、全国的に作付けの状況や、種子の確保・供給に支障はないでしょうか。

② 生産について

富山県の一般的な品種（コシヒカリ等）と比べて収量はいかがでしょうか。また、栽培上の留意点はありますか。

③ 実需からの評価（食味、品質）

実需者の食味や品質等に関する評価を教えてください。

〔石沢商事〕

作付けの見通しは、弊社管轄で、本年45ha、来年の見通し65haの見込みで5年目までに100haを見込んでいます。

米の需要先は県外向けの卸や商社の契約栽培で、東海、関東を中心に卸す。用途は中食、外食向けと複数原料米の使用。消費者側からは知名度が低いので単品の店頭販売は考えていない。

春に富山県主要農作物種子協会のホームページに掲載されている需給計画を見たのだが、それによると需給バランスが取れていない。需要より供給がない。種子の確保が困難で富山県産の種子の確保をするつもりだが、確保できなければ他県産のもので確保する予定。種子の徹底に気を付けており、地域によっては微生物殺菌剤を使用している。

生産者の希望通りの種子は供給できるようにしたいが、来年に向けての種子の確保はできていない。

コシヒカリとの収量の比較だが、コシヒカリ反収510kgとしたとき、にじのきらめきは150kg以上を求めており目標700kgとしている。実績としておおよそ660kg、多いところで720kgを超えたところがあった。

栽培上の注意点は分けつが多い品種なのだが1本あたりの茎が細く有効茎数が少ない。紋枯れ病が発生しやすい。

コシヒカリとの分散を目標としているので田植えの時期が5月下旬から6月上旬になり、出穂期以降にコブノメイガの発生を確認している。

収穫までの積算温度だが、多比栽培なので1200度としている。収穫時期が長いので2番茎がでてくることがあり、次の茎に栄養が取られ、玄米の品質に影響が出る懸念がある。

食味については、実需者からコシヒカリより優れているという声は聞こえてこない。

〔座長〕

ありがとうございました。

続いて、一般財団法人日本穀物検定協会様へ、ご質問させていただきます。

にじのきらめきは、代表的品種コシヒカリとの比較等、品質についてはどうでしょうか。また、銘柄鑑定は可能でしょうか。

〔一般財団法人日本穀物検定協会〕

本年の検査でにじのきらめきを、コシヒカリ、てんたかく等と並行で検査してきたが、銘柄検査は可能。

〔座長〕

ありがとうございました。

ご出席の皆様からご意見はございませんか。

〔富山県農産物登録検査機関連絡協議会〕

にじのきらめきを検査したが、全量1等だった。

生産者から収量はコシヒカリより多いということ聞き取った。多収量の米であるという感触。当社内で食味会をしたが、コシヒカリよりは美味しくないのじゃないか。柔らかさはてんたくほどでないが、それなりにやわらかい。ブレンド米にちょうどよい品種ではないか。との感想だった。また、あちらこちらで「にじのきらめきを作りたい」という生産者の声があることを聞いている。

〔座長〕

ありがとうございます。

富山県農産食品課にお聞きしますが、富山県の生産振興上の観点でご意見はありますでしょうか。

〔富山県農産食品課〕

現在富山県において「富富富」を奨励品種としている。温暖化の中で高温耐性品種は必要不可欠であるが、「富富富」はコシヒカリにかわる品種として富山県は奨励しているところ。現在は「にじのきらめき」を奨励品種とすることは考えていない。

品種銘柄として検査したと聞くと、1等比率と格下げになった理由を教えてください。

コシヒカリに比べて、窒素量はどのくらいか。にじのきらめき用の肥料を提供しているのか。

〔石沢商事〕

7年産は1等比率88パーセント、それ以外は2等。

格下げの要因は茶米とその他未熟であった。

6年産は1等比率86.0パーセント、それ以外は2等。

格下げの理由はその他未熟。

肥料については、主に一発肥料の栽培となっていたが、多収を狙うには窒素が必要なので、生育ステージに合うような手法をメーカーと開発した。

〔富山県農産食品課〕

品種銘柄であった品種を産地品種銘柄にということだが、求める理由は。

米トレサビリティ法で県産米は表示できる。

〔石沢商事〕

表示方法として、パッケージに「富山県産」としたほうが適切と思う。にじのきらめきは、すでに全国で25県が産地品種銘柄となっている。富山県は全国として評価の高い米をつくっている産地となっている。「にじのきらめき」も富山県産を全面的に出せるような状況で販売したい。他の産地より優位に動ける環境により農家所得の増加に繋がると考えた。この後生産者も増えていけば、作りやすい環境を作りたいと

思った。

〔座長〕

ありがとうございました。他にご意見等よろしいでしょうか。
意見が出尽くしたと思われま。

この品種につきまして、銘柄設定の要件であります、

- ① 農産物検査において銘柄の鑑定が可能であること
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること
- ③ 種苗法における育成者権の侵害はしないこと
- ④ 1登録検査機関以上で農産物検査を実施する見込があること

の要件を満たしていることの確認ができたと思います。

また、流通などに問題があるという意見はございませんでしたので、他に意見がな
いようであれば、この意見聴取の結果を農産局長に提出したいと思いますが異議はご
ざいませんでしょうか。

〔出席者〕

異議なし。

〔座長〕

ありがとうございました。

本日のご意見につきましては、北陸農政局から農産局長へ報告いたします。

〔座長〕

次に、資料5に基づき、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「みつひかり」につ
いてです。

現在、富山県の産地品種銘柄である「みつひかり」の銘柄の廃止、また、これに関
連した品種群を構成する品種として「みつひかり2003」、「みつひかり2005」
の品種群の廃止申請がございました。

申請者である三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様からの出席は
ございませんので、代わりまして事務局から申請内容の説明をさせていただき、その
後、皆様から、銘柄の廃止及び品種群の廃止について、併せてご意見をお伺いします。

資料5、設定申請書、様式第1-1号及び様式第1-3号が提出されています。事務
局から説明させていただきます。

〔事務局〕

今回の産地品種銘柄「みつひかり」の銘柄の廃止及び品種群の廃止については、「み
つひかり」の育成者であり種子の生産及び販売元である三井化学クロップ&ライフソ
リューション株式会社 代表取締役社長 垣元氏からの申請です。

申請する理由は、同社は、2025年度「みつひかり」の種子生産は実施しておら

ず、種子販売は、2025年3月末をもって終了しています。販売の終了についてもその旨、関係者へお知らせされていることから申請されています。

なお、「みつひかり」はF1（一代雑種）品種のため、種子の供給がなければ、自家採種したものを播種しても、次世代は同じ品質を維持できません。

富山県における生産状況は、記載のとおりであり、農産物検査においては、令和6年産5トン、令和7年産については、10月末現在で11トンとなっています。

また、「みつひかり」を銘柄設定している都道府県は、全国で19県ありますが、そのすべてにおいて同様の申請がされておりますことを申し添えます。

○ 意見徴収

〔座長〕

それでは、意見聴取に入りたいと思います。
事務局から補足説明をいたします。

〔事務局〕

今回の意見聴取に先立ち、北陸農政局HPへの掲載等により、令和7年11月6日から12月12日までの間、申請のありました銘柄設定等に係る意見募集を行いました。

事前の意見募集において、6名の方からご意見がありましたので内容を読み上げて報告いたします。

〔座長〕

以上、「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止に対する意見を説明とさせていただきます。それでは、ご参集の皆様から「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止について、意見聴取を行います。

〔座長〕

みつひかりの銘柄設定の廃止と品種群の廃止につきましてご意見ないということですので、この意見聴取会の結果を農林水産省農産局長に提出したいと思います。

以上を持ちまして、本日予定していました意見聴取会の議事が終了しましたので、座長の任及び書記の任を解かせていただきます。円滑な議事進行へのご協力ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

〔事務局〕

ありがとうございました。

座長からも話がありましたように、本日、意見聴取させていただいた内容等は、農林水産省農産局長に報告して参ります。

また、銘柄に設定された場合には、申請者様宛に決定の通知をさせていただきます。通知を受けた申請者様には、登録検査機関配布用のサンプルとして、1～2kg程度の試料を北陸農政局へ提出していただくこととなりますので、よろしく申し上げます。

これをもちまして、本日の意見聴取会を終了いたします。

〔以上〕